

契約締結前交付書面

T a k a T r a d e 株式会社

店頭商品C F D取引説明書

店頭商品C F D取引は、商品先物を原資産とし、参照する原資産の価格をもとに当社が提示する店頭商品C F D取引の買値（B U Y）、売値（S E L L）により取引を行うデリバティブ取引であり、店頭商品C F Dの価格がお客様の予想に反して変動した場合、お客様に損失が発生する可能性があります。店頭商品C F D取引は、証拠金の20倍までの取引が可能となるため、証拠金以上の損失を被る可能性があります。取引を開始される場合には、本書面のみでなく、「店頭商品C F D取引概要」をお読みいただき、店頭商品C F D取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただいたうえで、自己の判断と責任において取引を行ってください。

本説明書は、商品先物取引業者が商品先物取引法第 217 条の1項の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭商品デリバティブ取引であるC F D取引について説明します。

1. 店頭商品C F D取引のリスク等重要事項について

(1) リスク等にかかる注意点

【店頭商品C F D取引について】

・店頭商品C F D取引は、当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。当社がお客様に提示する店頭商品C F D価格は、原資産の価格を参照して当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するものではありません。

・本取引に際しては、当社が別途定める証拠金を担保として預託していただきます。

【取引手数料及びスプレッドについて】

・店頭商品C F D取引手数料は無料です。ただし、買値（B U Y）と売値（S E L L）の間にはスプレッドがあり、相場環境又は時間帯により変動し、スプレッドが拡大することがあります。

【店頭商品C F Dの価格の変動等による影響について】

・店頭商品C F D取引では、参照原資産の価格、金利、通貨の変動又は経済指標、政治情勢等さまざまな要因により店頭商品C F Dの価格も変動しますので、お客様の予想と反対方向に変動することにより、損失が生じる可能性があります。また、スプレッドの拡大、ロスカットや強制決済の執行等により、お客様の意図した取引ができない又は意図しない取引が成立することで損失が生じる可能性があります。

【証拠金を上回る損失が発生する可能性について】

・店頭商品C F D取引に際して、お客様には当社にあらかじめ証拠金を預託していただきます。証拠金の額の20倍までの取引が可能となるため、店頭商品C F Dの価格の変動等による影響によっては、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

【流動性低下のリスクについて】

・経済情勢や参照原資産の価格の状況により、参照原資産の流動性が極端に低くなった場合、店頭商品C F D取引が成立せず、新規又は決済のための取引ができなくなる可能性があります。

【為替変動のリスクについて】

・外貨建ての店頭商品C F Dを取引した場合、お取引に適用される外国為替レートの変動に伴い、損失が生じる可能性があります。

【金利調整額について】

- ・当社のカバー取引先より提供された金利を元に算出します。
- ・建玉を取引時間終了時点で保有していた場合に金利調整額が発生します。

【システムリスク】

・店頭商品C F D取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、当社又は当社のカバー取引先、当社のシステム委託先もしくは通信回線業者等が所有する通信回線、システム機器等に障害が発生した場合は、ご注文又は約定もしくは金銭の受払いが出来なくなる可能性があります。

【ロスカットについて】

・お客様の店頭商品C F D取引口座における余剰証拠金が0（ゼロ）未満になった時点ですべての有効注文の取消、保有ポジションの強制決済を実施します。この注文のことをロスカット注文といいます。市場環境の変動によっては、ロスカットが実行されるまでに時間がかかる場合があり、ロスカット価格がロスカット判定時の価格から大きく乖離して約定することがあり、その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。

また、お客様の保有状況によっては、取引時間外銘柄のポジションに対してロスカットの強制決済注文を出すことがあります。

商品CFDは銘柄ごと取引時間が異なるため、取引時間中の銘柄から順次約定します。取引時間外の銘柄に対するロスカット注文は、当該銘柄の取引時間開始と同時に執行されます。ただし、以下のいずれかに該当する場合は執行されません：

1. 既に取引時間中の銘柄の決済により証拠金維持率が100%以上に回復している場合
 2. お客様が入金して証拠金維持率を100%以上に回復させた場合
- 証拠金維持率が100%未満の状態が継続する間、新規注文はできません。

【クーリング・オフの対象外であることについて】

- ・お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリング・オフ）はできません。

【逆指値注文について】

・損失を限定させる目的又はそれ以外の目的で行われる逆指値注文は、指定された価格に達した場合に発注されるものであり、当該価格から大きく乖離した価格で約定する可能性、また、いかなる価格でも約定出来ずに損失が拡大する可能性があります。

【システム障害等における対応について】

・店頭商品CFD取引は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を行っています。そのため、当社は、カバー先におけるシステム障害等の発生により店頭商品CFD取引の約定価格に影響を及ぼしたと判断した場合には、対象となる取引につき、お客様に確認することなく、注文取消又は価格訂正処理を行う場合があります。

【海外の法令諸規則の適用及び将来の内外法令諸規則変更のリスクについて】

・店頭商品CFD取引は、海外を含む参照原資産の価格をもとにした取引であり、当社のカバー取引先も原則として海外の企業です。店頭商品CFD取引については、日本の法令諸規則以外にも海外の法令諸規則が適用される場合があります。また、将来の内外法令諸規則の変更によってお客様の店頭商品CFD取引に影響を及ぼす可能性があります。

【取引条件の変更又は取引制限によるリスクについて】

・店頭商品CFD取引に関する取引条件は変更される可能性があり、変更後はお客様の既存の建玉に関しても新たな取引条件を適用します。また、お客様の取引状況等により、個別のお客様に対して取引条件の変更又は取引制限を実施する場合があります。

【天災地変、紛争、テロ等によるリスクについて】

・天災地変、紛争、テロその他の事情により、店頭商品CFD取引のサービスが遅延又は停止する可能性があります。

【取扱い店頭商品CFDの変更又はサービス提供終了のリスクについて】

・当社は、随時任意に、特定銘柄、特定種別又はすべての店頭商品CFD取引において、取扱いの変更又はサービス提供の終了を決定する可能性があります。取扱い又はサービス提供を終了した場合、お客様の保有建玉は、当社が決定する日時に反対売買により決済いたします。

(2) 区分管理信託

当社では、お客様から預託を受けた証拠金についてその全額を日証金信託銀行株式会社における信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

(3) カバー取引先

お客様が行う店頭商品CFD取引は、当社との相対取引となります。かかる取引は、次の金融機関等をカバー取引先として当社の判断でカバー取引を行います。なお、カバー取引は、当社の判断のもとで当社が行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つものではなく、また、カバー取引先がお客様からのご照会やお問い合わせに応じることもありません。

26 Degrees Global Markets Pty Ltd (とぅえんていしゅくす でぐりーず ぐろーばる まーけっつ ぴーていーわいりみてっど)

・規制当局：オーストラリア証券投資委員会 ASIC (Australian Securities and Investments Commission)

・営業許可番号：438283

・業務内容：原資産である金融資産（インデックス、株式、コモディティなど）の価格変動に基づいて取引を行う差金決済取引（CFD）など、金融派生商品等の取扱い

Equity Capital UK Ltd (えくいていー きゃぴたる ゆーけー りみてっど)

・規制当局：英国金融行為規制機構 FCA (Financial Conduct Authority)

・登録会社番号：07216039

・企業参照番号 528328

・業務内容：原資産である金融資産（インデックス、株式、コモディティなど）の価格変動に基づいて取引を行う差金決済取引（C F D）など金融派生商品等の取扱い

※当社、当社のカバー取引先又は資金預託先の財産状況が悪化した場合、お客様への証拠金その他資金の返還が困難になる等、お客様に損失が発生する可能性があります。

2. 店頭商品C F D取引の仕組みについて

店頭商品C F D取引は、商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。

（1）取引の方法

店頭商品C F D取引は、インターネット専用のサービスです。

（2）取引銘柄及び必要証拠金等

取引が可能な銘柄及びこれに係る必要証拠金（証拠金率）等は、「店頭商品C F D取引概要」をご参照ください。なお、当社は、経済情勢等の変化に伴い法令に定める範囲内において必要証拠金（証拠金率）を変更する場合があります。

（3）取引手数料及び諸料金等

取引手数料は無料です。

（4）価格提示

当社は、原則として買気配（＝お客様の売値）と売気配（＝お客様の買値）の両方の価格を同時に提示いたします（この提示方法を「2 W a y方式」といいます）。当社は、通常、カバー取引先から提示される価格を参考に当社基準において価格提示を行いますが、相場急変時や、カバー取引先の状況に変更が生じたことから、カバー取引先からの価格提示がないなど、マーケットの実勢価格が提示できないと当社が判断した場合には、価格提示を停止し、お客様のお取引ができなくなる場合がございます。当社が価格提示を停止しており、それを再開するときについては、カバー取引先のうち一社以上から価格提示を受け、その価格がマーケットの実勢価格であると当社が判断した場合に、価格提示を再開します。

ただし、相場状況等によっては、価格を提示するカバー先の数によらず、価格がマーケットの実勢価格であるか否かを当社が判断し、お客様への価格提示の停止・再開を行う場合があります。また、当社の提示価格がマーケットの実勢価格から明白に乖離したと当社が認める場合は、当該提示価格の訂正又は取消を行う場合があります。

(5) 成行注文の執行等

成行注文は、注文価格を指定せずに売買する注文です。取引画面に表示されている価格で約定することを保証するものではありません。お客様が既に保有する建玉の必要証拠金を有効証拠金から差し引いた余剰証拠金額が、約定しようとする当該注文の必要証拠金と比較して下回っていた場合、当該注文は約定しません。

(6) 指値・逆指値注文の執行等

お客様から発注された指値・逆指値注文であって、約定対象となったものは、システム上、速やかに約定執行されます。但し、当社の提示レートがその注文のレートに達した場合でも、カバー取引先が提供する流動性、その他事情により約定しない場合があります。また、提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた場合は、注文を執行しない場合があります。

(7) スリッページ

成行注文は、注文価格を指定せずに売買する注文のため、取引画面に表示されている価格と実際に約定をする価格との間に相違が生じる場合があります。当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

指値注文は、当社の提示レートがお客様の注文レートと一致するか、お客様の注文レートより有利な場合に、お客様の注文価格で約定します。週明けやメンテナンス明け後のサービス開始時は、レートが大きく変動する場合がありますため、顧客保護の観点より、指値注文は、オープン直後の最初の価格が約定価格となります。

逆指値注文は、当社の提示レートがお客様の発注した逆指値注文のレートに達した場合、又は超えた場合、その提示レートでトリガーされ成り行き注文として約定する旨の条件が付された注文形態です。そのため市場価格が一方向にかつ急激に変動した場合、逆指値注文が意図した価格よりも著しく不利な価格で約定する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

(8) 指値・逆指値注文の訂正・取消

お客様が発注された指値・逆指値注文が約定していない場合には、注文レート、決済レート設定及び有効期限の訂正又は注文の取消を行うことができます。注文を訂正・取消される場合には、お客様は、注文変更または取消画面より訂正入力又は取消入力を行っていただきます。

また、当社は、お客様の売買注文について約定しない可能性が高いと認められる場合等、当社の判断でお客様の注文を取り消す場合があります。

(9) 約定の訂正・取消

約定されたお客様の取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客様の手違い等による注文が約定した場合でも、当社は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目のいずれかに該当した場合は、当社の判断において本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消を行う場合があります。その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は取引画面内のお知らせ、Eメール、電話等、状況により異なります）。

- ① 当社が不正と認めた取引において約定した場合
- ② マーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた当社提示レートで約定した場合
- ③ システム障害等が発生している際に約定した場合
- ④ お客様が本説明書及び店頭商品C F D取引約款について違反した場合
- ⑤ その他、当社が必要と認める場合

(10) スプレッド

スプレッドとは買値（BUY）と売値（SELL）の差額です。買値（BUY）は売値（SELL）よりも高くなっています。スプレッドは取引対象により異なります。また、スプレッドは市場の流動性、価格変動、取引時間等の要因により変動します。

(11) 建玉の決済

建玉は、建玉と同一銘柄の決済注文が約定することにより、差金決済の方法で決済が行なわれます。決済注文は、建玉に決済指値レートあるいは決済逆指値レートを設定するか、または成行で発注できます。

(12) 受渡日

店頭商品C F D口座は、原則として受渡日の概念を持たず、決済（反対売買）取引で確定した差損益額は、直ちに口座の証拠金残高に加減算されます。また、金利相当額も建玉を決済したタイミングで証拠金残高に加減算されます。

（13）両建て

両建てとは、同一銘柄に対して売り建玉と買い建玉を同時に保有する取引を指します。お客様がご自身の意思により、同一銘柄に対して新規の買い注文および売り注文を発注し、両方の注文が約定することで両建てが成立します。両建てを行った場合、取引数量に応じた追加証拠金が必要となります。また、両建ての決済時には、売り建玉と買い建玉それぞれに対して個別の決済取引が必要となるため、二重のスプレッドを負担することになります。さらに、建玉を翌日に持ち越す場合には、金利調整額の支払超過が生じる可能性があり、経済合理性を欠く取引となる場合があるため、当社では両建てを推奨しておりません。

（14）証拠金

① 証拠金の差入れ

お客様が店頭商品C F D口座で新規の注文をされるときは、あらかじめ必要な必要証拠金以上の証拠金を日本円で事前にお客様の店頭商品C F D口座に差し入れていただく必要があります。お客様の店頭商品C F D口座において「残高」の欄に反映された時点で新規の注文が可能となります。

② 必要証拠金率

店頭商品C F D取引の必要証拠金率は、5%（レバレッジ20倍）です。必要証拠金の計算式は以下のとおりです。

必要証拠金=約定価格×取引数量×取引単位×証拠金率（5%）×コンバージョンレート（円換算レート）

③ 利息

お客様が当社に差し入れた証拠金及び取引により生じたお客様の決済益や調整金に対して利息は発生しません。

④ 証拠金の引き出し

店頭商品C F D口座からの証拠金の出金は、お客様の銀行口座へ出金余力の範囲内でお手続きいただけます。

⑤ 証拠金の種類

店頭商品C F D取引で取り扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。株式等の有価証券で代用することはできません。

⑥ 証拠金の返還

お客様の証拠金が当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客様は、当社の定めに従い、その超過額の全部又は一部の返還を当社に請求することができます。

（15）ロスカットルール

店頭商品C F D取引では、取引証拠金以上の損失を回避するため、一定間隔でお客様の余剰証拠金を計算し、余剰証拠金が0（ゼロ）未満になった時点でお客様のすべての有効注文の取消、保有ポジションの強制決済を執行します。但し、当社は、ロスカットルールによる決済注文の執行を保証するものではなく、システム障害やその他の原因（以下、「システム障害等」という。）により、予定された通りに決済注文が執行されない場合もあります。また、当社がレート提示を停止した場合、その後の相場の動向によっては、レート提示再開と同時にロスカットの対象となる可能性があります。ロスカット水準は、ロスカットルールが適用され決済注文が執行される水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約するものではありません。従って、システム障害等が発生した場合や当社がレート提示を停止した場合、あるいは相場が急激に変動したなどの場合には、想定以上の損失が発生し、その損失が証拠金の額を上回る場合もあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「（18）決済損金の不足」に定めるお手続きが必要となります。

（16）追加証拠金（追証）制度について

店頭商品C F D口座では、追加証拠金（追証）の制度はありません。お客様口座の余剰証拠金が0（ゼロ）未満になると、前号のルールに基づきロスカットが発動しますので、口座の資金管理には十分ご注意ください。

（17）決済に伴う金銭の授受

① 決済について

店頭商品C F D取引の決済は、反対売買によって行っていただきます。

② 決済代金について

差金決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額について行われます。

取引数量×約定価格差×取引単位

※約定価格差とは、売付取引と買付取引の約定価格の差をいいます。

※外貨による決済損益は当社の定める為替レートで円換算します。

※取引単位は、店頭商品C F D取引概要を参照ください。

(18) 決済損金の不足

建玉の決済による損失が有効証拠金の額を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は直ちに当該不足金を店頭商品C F D口座に差し入れていただく必要があります。

不足金が発生した場合、当社はお客様に通知することなく、当社の店頭商品C F D取引口座の受入証拠金等を、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(19) 課税上の取扱いについて

個人のお客様が行った店頭商品C F D取引で発生した利益（反対売買により確定した差益及び調整額の収益）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となる場合があります。また、その損益は、確定申告をすることによって差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。なお、税率は、所得税が15%、地方税が5%ですが、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間につきましては、これまでの税率20%に復興特別所得税0.315%が加算されることとなります。

商品先物取引業者は、お客様の店頭商品C F D取引について差金等決済を行った場合には、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該商品先物取引業者の所轄税務署長に提出することが義務づけられています。

以上は、店頭商品C F D取引における一般的なお取扱をご案内したのですが、お客様によっては上記記載と異なる取扱いとなる場合がございますので、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご確認ください。

3. 店頭商品C F D取引の手続きについて

お客様が店頭商品C F D取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

① 本説明書（契約締結前交付書面）等の確認

はじめに、当社が電子交付する本説明書（「契約締結前交付書面」）、「店頭商品C F D取引概要」を熟読いただき、店頭商品C F D取引概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において店頭商品C F D取引口座の開設を行ってください。

② 店頭商品C F D取引口座の設定

店頭商品C F D取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に口座を開設していただく必要があります。メールアドレス登録後、個人情報の入力を行い、口座開設手続きを行ってください。本説明書等はお手続きの際に電子交付され、それぞれの内容にご同意いただきます。また店頭商品C F D取引口座の開設に当たり、お客様には事前に当社所定の質問事項にお答えいただき、当社の口座開設基準等に基づく審査を経ていただく必要がありますが、審査の結果、口座開設をお断りする場合がございます。

(2) 注文の指示事項

店頭商品C F D取引は、パソコンでお取引いただけます。

※ お電話でのご注文は承ることはできません。

【ご注文に際しての入力項目】

- ① 銘柄
- ② 売買の別
- ③ 新規・決済の別
- ④ 注文数量
- ⑤ 注文の種類および関連する事項
- ⑥ 注文レート

⑦ 注文の有効期限（当日、週末、来週末）

（３）注文方法

注文方法は、成行、指値・逆指値注文が基本です。

指値注文と逆指値注文を同時に発注するOCO（One Canceled Other）注文を出すことが可能です。

また、建玉に対しては、決済指値注文、決済逆指値注文、OCOを設定することができます。

新規注文の指値・逆指値注文と決済指値と決済逆指値注文を組み合わせることで、IFD注文とIFO注文を発注することができます。詳しくは、「店頭商品CFD取引概要」をご参照ください。

（４）証拠金の差入れ

店頭商品CFD取引の注文をするときは、あらかじめ当社に所定の証拠金を差入れていただきます。

（５）反対売買による建玉の決済

保有されている建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、約定数量分が保有建玉から減少します。店頭商品CFD取引では、建玉の建値は約定ごとに表示され、特定の建玉を指定した決済が可能です。

（６）取引手数料

店頭商品CFD取引手数料は無料です。ただし、買値（BUY）と売値（SELL）との間にスプレッドがあり、相場環境又は時間帯により変動し、スプレッドが拡大することがあります。

（７）取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、お客様に取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において約定した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決建玉の残高、年間の損益を記載した「年間損益報告書」「取引報告書」「残高報告書」「受領書（入出金）」を作成して、電磁的方法によりお客様に交付いたします。

（８）交付書面の確認

当社がお客様へ電磁的方法により交付した「年間損益報告書」、「取引報告書」、「残高報告書」、「受領書（入出金）」及びその他当社が必要に応じて通知した書面等の内容は、当社がお客様の閲覧に供した後、必ずご確認くださいようお願いいたします。また、「年間損益報告書」、「取引報告書」、「残高報告書」、「受領書（入出金）」につきまして、内容に相違又は疑義が生じた場合には、発

行後、速やかに当社にご連絡ください。ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容をご了承いただいたものとさせていただきます。

(9) 店頭商品C F D口座の解約又は取引の制限

口座の解約の申し込みを頂くと、取引制限を行い保有ポジションの強制決済、有効注文の取消を行います。

お客様が商品先物取引法を始めとした法令諸規則又は当社が定める取引概要や約款等に違反した場合又は一定期間内にお取引がない場合等においては、ログインおよびお取引に制限をかけさせていただく場合がございます。

4. 店頭商品デリバティブ取引にかかる禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、顧客を相手方とした店頭商品C F D取引、又は顧客のために店頭商品C F D取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭商品C F D取引行為」という。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

(1) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて店頭商品C F D取引の勧誘をすること

(2) 店頭商品C F D取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること

(3) 店頭商品C F D取引の申込みを行わない旨の意思（申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対し、店頭商品C F D取引の申込みの勧誘をすること

(4) 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で店頭商品C F D取引の申込みの勧誘をすること

(5) 店頭商品C F D取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び店頭商品C F D取引の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思を確認することをしないで勧誘すること

(6) 店頭商品C F D取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、店頭商品C F D取引契約の締結を勧誘すること

(7) 顧客の指示を遵守することその他の店頭商品C F D取引契約に基づく顧客に対する債務の全部または一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること

(8) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること

(9) 店頭商品C F D取引行為につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること

(10) 店頭商品C F D取引行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること

(11) 店頭商品C F D取引行為又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること

(12) 店頭商品C F D取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭商品C F D取引契約の締結を勧誘すること

(13) 店頭商品C F D取引行為に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること

(14) 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること

(15) 個人顧客を相手方として店頭商品C F D取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った店頭商品C F D取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品C F D取引の決済（以下、「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理態勢を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること

(16) 個人顧客を相手方として店頭商品C F D取引を行う場合において、当該店頭商品C F D取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること

(17) 個人顧客を相手方として店頭商品C F D取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該店頭商品C F D取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品C F D取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（以下、「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品C F D取引を行うこと

(18) 個人顧客を相手方として店頭商品C F D取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該店頭商品C F D取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもか

かわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品C F D取引を行うこと

(19) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品C F D取引行為を業として行う場合において、当該個人顧客に対し、当該個人顧客が行う店頭商品C F D取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

(20) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品C F D取引行為を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと

(21) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品C F D取引行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと

(22) 商品先物取引法施行規則第 102 条の2第2号又は第3号の規定に掲げる行為により店頭商品C F D取引契約を締結した場合において、当該店頭商品C F D取引契約の内容とされた同条第2号ハ又は第3号ハ（1）から（3）までに掲げる事項に反して取引を行うこと

(23) 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第 102 条の2第2号又は第3号に掲げる行為を行うこと

(24) 店頭商品C F D取引につき、当該店頭商品C F D取引について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(25) 店頭商品C F D取引につき、自己又は第三者が当該店頭商品C F D取引店頭商品C F D取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(26) 店頭商品C F D取引につき、当該店頭商品C F D取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

(27) 顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭商品C F D取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがあること

(28) 店頭商品C F D取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、顧客に対し、本書面を交付した上で、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該店頭商品C F D取引を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

5. 当社の概要及び本取引に関する連絡先

1 当社の概要

商 号 等 T a k a T r a d e 株式会社

商品先物取引業者

本 店 所 在 地 〒105-0001 東京都港区虎の門一丁目10番5号

加 入 協 会 日本商品先物取引協会

資 本 金 250百万円

主 な 事 業 商品先物取引業

設 立 年 月 2024年 10 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

T a k a T r a d e カスタマーサービスセンター

連絡先：メール inquiry@support.takatrade.com

お問い合わせフォーム <https://help.takatrade.com/hc/ja/requests/new>

受付時間 平日9：00～17：00（土日祝・年末年始を除く）

2 苦情処理・紛争解決

日本商品先物取引協会（日商協）「相談センター」のご案内

日本商品先物取引協会・相談センターは、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。

電話番号：03-3664-6243

受付：月曜日～金曜日（祝日等を除く） 午前9時～午後5時

F A X : 03-3667-8256

ホームページ : <https://www.nisshokyo.or.jp/>

郵送先 : 〒 103-0013

東京都中央区日本橋人形町1-1-11 日庄ビル6階

6. 店頭商品CFD取引に関する主要な用語

(1) 証拠金（しょうこきん）

建玉を新規に建てる、あるいは建玉を維持する為に必要な証拠金を「必要証拠金」といいます。新規に注文を発注するのに必要な証拠金を「注文中証拠金」といいます。決済注文は証拠金不要です。

(2) 売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売建玉といいます。

(3) 残高（ざんだか）

お客様が店頭商品CFD口座に差し入れた証拠金のことをいいます。なお、取引によって発生した決済損益や金利相当額の授受は、口座の「残高」への入出金をもって受け払いされます。

(4) 証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）

$(\text{有効証拠金} \div (\text{必要証拠金} + \text{注文中証拠金})) \times 100$

(5) 買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。「買建玉」といいます。

(6) カバー取引 (かばーとりひき)

商品先物取引業者が顧客を相手方として行うCFD取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該CFD取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者等その他の者を相手方として行うCFD取引をいいます。

(7) ロスカット (ろすかっと)

店頭商品CFD口座では、お客様の証拠金維持率が当社の定める基準値以下となった場合に、お客様の保有ポジションに対して当社が決済取引を行うことをいいます。この処理は、お客様の資産を保護し、追加の損失を防ぐために実施されます。

(8) 決済注文 (けっさいちゅうもん)

新規で発注された建玉を手仕舞う(建玉を減らす)ために行う取引で、建玉を指定して行う反対売買取引をいいます。

(9) 差金決済 (さきんけっさい)

決済にあたり、当該銘柄の売買の価格差により算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

(10) 未受渡売買損益 (みうけわたしばいばいそんえき)

差金決済が終了したことにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。原則として決済取引で確定した差損益額は、直ちに口座の証拠金残高に加減算されます。

(11) 参照原資産 (さんしょうげんしさん)

当社が参照している店頭商品デリバティブ取引の対象となる資産をいいます。

(12) 原資産市場 (げんしさんしじょう)

原資産が取引されている取引所をいいます。

(13) 金利調整額 (きんりちょうせいがく)

当社のカバー取引先より提供された金利調整額を元に算出いたします。建玉を取引時間終了時点で保有していた場合に発生します。

(14) 建玉（たてぎょく）

店頭商品CFD取引における建玉とは、買建・売建取引によって生じた持ち高、あるいは通貨や数量などの持ち高状況のことをいいます。「建玉」といいます。

(15) デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

(16) 値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを「値洗い」といいます。

(17) 未決済建玉評価損益（みけっさいたてぎょくひょうかそんえき）

買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、現在の価格により算出されたものをいいます。

(18) 両建て（りょうだて）

両建てとは、同一銘柄に対して売り建玉と買い建玉を同時に保有する取引を指します。お客様がご自身の意思により、同一銘柄に対して新規の買い注文および売り注文を発注し、両方の注文が約定することで両建てが成立します。両建てを行った場合、取引数量に応じた追加証拠金が必要となります。また、両建ての決済時には、売り建玉と買い建玉それぞれに対して個別の決済取引が必要となるため、二重のスプレッドを負担することになります。さらに、建玉を翌日に持ち越す場合には、金利調整額の支払超過が生じる可能性があり、経済合理性を欠く取引となる場合があるため、当社では両建てを推奨しておりません。

(19) スリッページ（すりっぺージ）

お客様の注文時に表示されているレート又はお客様が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違をいいます。

(20) 取引日・営業日（とりひきび・えいぎょうび）

「取引日」とは、原則、土曜日、日曜日及び 1 月 1 日以外の日をいいます。また、「営業日」とは、土曜日、日曜日、日本の祝祭日及び当社が任意に休日と定めた日以外の日をいいます。

改訂日：2025年7月31日

改訂日：2025年11月1日

改訂日：2026年2月28日